

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり予防接種を実施するので、予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 5 条の規定に基づき公告する。

令和 8 年 10 月 1 日

日立市長 小 川 春 樹

記

1 予防接種の種類

インフルエンザ

2 対象者

(1) 65 歳以上の市民

(2) 60 歳以上 65 歳未満の市民であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者

3 予防接種を行う期間

令和 8 年 10 月 1 日から令和 9 年 1 月 31 日まで

4 予防接種を実施する医療機関

別紙のとおり

5 助成額

2,100 円

ただし、生活保護受給者は 4,710 円

6 注意事項（予防接種を受けられない者）

- (1) 37.5℃以上の熱がある者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 同一種類のワクチンを接種する場合、定められた接種間隔を経過していない者
- (4) ひどい下痢をしている者
- (5) 現在治療中で主治医の許可をもらっていない者
- (6) 同じワクチンの接種液の成分によって、30 分以内にひどいアレルギー反応等を呈したことが明らかな者
- (7) 疾病罹患完治後の間隔が以下のとおり経過していない者
麻しんにかかり完治してから4週間以上、風しん、おたふくかぜ、水ぼうそう等の疾病については完治してから2～4週間、その他ウイルス性疾患（かぜ、手足口病、突発性発疹等）については完治してから1～2週間たっていない者
（ただし、いずれの場合も、かかった疾患の重症度、一般状態を主治医（接種医）が判断し、予防接種のその時点での重要性を考慮し、接種の可否を決めるものとする。）
- (8) その他、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

以 上

別紙

	地区	医療機関名
1	本庁	アグリホームクリニックひたち
2	多賀	いのうえクリニック
3	南部	いばらき診療所ひたち
4	多賀	石川クリニック
5	多賀	石川内科ファミリークリニック
6	南部	えじり内科クリニック
7	本庁	大塚小児科医院
8	本庁	小川医院
9	本庁	大山医院
10	南部	大森内科医院
11	南部	大みか皮膚科クリニック
12	本庁	おおたしろクリニック
13	多賀	おあしす内科リウマチ科クリニック
14	南部	川崎病院
15	多賀	川島クリニック
16	南部	回春荘病院
17	本庁	かもめ・日立クリニック
18	北部	かわい整形外科クリニック
19	北部	コアクリニック川尻院
20	本庁	河端整形外科皮膚科クリニック
21	北部	栗山整形外科
22	南部	久慈茅根病院
23	本庁	グルコピア日立
24	本庁	こころのクリニック日立
25	本庁	佐藤医院
26	多賀	佐藤内科胃腸科医院
27	北部	佐々木胃腸科外科
28	本庁	嶋崎病院
29	本庁	柴原皮膚科
30	多賀	篠原医院
31	南部	島田外科医院
32	十王	十王医院
33	十王	十王ひがし野クリニック
34	多賀	瀬尾医院
35	南部	聖麗メモリアル病院
36	本庁	聖麗メモリアル高鈴

	地区	医療機関名
37	本庁	田村内科医院
38	北部	田尻ヶ丘病院
39	本庁	立花クリニック
40	多賀	千葉クリニック
41	多賀	寺岡整形外科クリニック
42	北部	ていねい在宅クリニック日立北
43	北部	永井ひたちの森病院
44	多賀	長山皮膚科医院
45	本庁	ないとうクリニック
46	多賀	なわ内科・呼吸器クリニック
47	本庁	日鉦記念病院
48	南部	西野医院
49	本庁	西成田医院
50	多賀	新島スカイクリニック
51	多賀	根道ヶ丘クリニック
52	多賀	はらクリニック
53	多賀	在宅クリニックハートフル日立
54	本庁	日立総合病院
55	北部	日立さくらクリニック
56	多賀	日立梅ヶ丘病院
57	多賀	日立厚生医院
58	多賀	ひたち医療センター
59	南部	日立港病院
60	本庁	ひたちの森クリニック
61	本庁	日立健康管理センタ
62	本庁	ひたち腎臓病・生活習慣病クリニックたんぼぼ
63	十王	福島クリニック
64	南部	堀内耳鼻咽喉科医院
65	南部	南高野医院
66	多賀	みどりクリニック
67	多賀	みんなの日立クリニック
68	多賀	糖尿病・甲状腺内科もりかわ医院
69	多賀	山手クリニック
70	北部	やまがた内科医院
71	多賀	わだクリニック